第二号書式（第十二条関係）（昭32運令６・全改、昭33運令12・昭50運令36・昭53運令32・昭57運令３・平６運令12・平13国交令112・令元国交令20・一部改正）

船舶件名書	
船舶の種類	
船名	
船籍港	
船質	
帆船の帆装	
総トン数	トン ・
機関の種類及び数	箇
推進器の種類及び数	箇
進水の年月	年　月
臨検年月日	年　月　日
臨検地	

年　月　日

所属官庁

船舶測度官　氏　　名　㊞

（日本産業規格Ａ列４番）

備考　1　船質の欄には、「鋼」、「強化プラスチック」、「アルミニウム合金」等を記載すること。

2　帆船の帆装の欄には、「三檣バーク」、「二檣トップスルスクーナー」、「二檣スクーナー」、「一檣スループ」等を記載すること。

3　機関の種類及び数の欄に記入する機関の種類は、「ディーゼル機関」、「電動機」、「ガスタービン」、「タービン汽機」、「往復動汽機」等を記載すること。

4　推進器の種類及び数の欄に記入する推進器の種類は、「ら旋推進器」、「ジェット推進器」、「シュナイダー推進器」、「外車」、「空中プロペラ」等を記載すること。

5　進水の年月の欄には、外国において製造した船舶については西暦により記載すること。